同条中		これらの規定中
第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項		第十四条第八項の規定による認可を受けて行う同条第一項に規定する合併等による同法第五条第二項

第十四条第十二項の表第十条第一項の項の次に次のように加える。

第十一条第一項及び第二項	金融機関等（	対象子会社等（

第十四条第十二項の表前条第四項の項を次のように改める。

前条第四項の表第七条第三項の項	第五十六条	第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条
	第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項	第十四条第八項の規定による認可を受けて行う同条第一項に規定する合併等
	株式交換等による同法第五条第二項	株式交換等

第十四条第十二項の表に次のように加える。

前条第四項の表第九条第一項の項	第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社は	第十四条第七項
	金融機関等は	第十四条第七項
前条第四項の表第十条第一項の項	第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等若しくはその対象子会社	対象子会社等（
	金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社を含む。）	対象子会社等（当該
前条第四項の表前条第一項の項	第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つた金融機関等又は同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式の引受けを行つた銀行持株会社等の対象子会社は	対象子会社等
	金融機関等は	対象子会社等

第十五条第一項中「令和八年三月三十一日までに」及び「この章及び次章において」を削り、同条第二項中「令和八年三月三十一日までに」を削る。

第十六条第一項中「この章及び第五章において」を削り、同項第五号イ中「見直し」の下に「、職務の独立性を強化するために必要な要件として主務省令で定める要件を満たす監事の選任（当該金融機関等が特定協同組織金融機関等である場合に限る。）」を加え、同号ニ中「この章」の下に「及び第三十四条の九の三第一項第三号ニ」を加え、同条第五項中「場合において、必要があると認める」を削り、「聴くものとする」を「聴かなければならない」に改める。

第十七条第二項中「この条及び第十九条第五項」を「この章」に改め、同条第八項中「（以下この項において「優先出資発行対象組織再編成金融機関等」という。）」を削り、「資本準備金又は法定準備金の額を減少する場合について、第八条の三第一項の規定は優先出資発行対象組織再編成金融機関等が当該取得株式等に係る優先出資の消却を行うため資本金等」を「資本金等」に改め、「、同条第二項から第四項までの規定は優先出資発行対象組織再編成金融機関等が当該取得株式等に係る優先出資の消却を行う場合について」を削り、「組織再編成銀行持株会社等」を「同条第四項に規定する組織再編成銀行持株会社等」に改め、「子会社等の」と」の下に「、第七条第三項中「第五条第一項」とあるのは「第十七条第一項」と」を加える。

第十九条第一項中「するとき」の下に「（第二十一条第一項の規定による命令を受けて経営強化計画の変更をしようとするときを含む。）」を加え、同条第五項中「に従い」を「を受けて」に改め、同項の表第五条第六項の項中「計画提出金融機関等又は同条第二項の申込みをした」を「第十九条第一項に規定する計画提出金融機関等（次条において「計画提出金融機関等」という。）又は第十五条第二項の申込みをした同条第四項に規定する」に改め、同表第六条の項の次に次のように加える。

第七条第三項	第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項	第十九条第一項の規定による承認を受けた同法第十七条第二項

第十九条第五項の表第十七条第六項の項中「前条第二項」を「第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

6　主務大臣が第一項の規定により変更後の経営強化計画（第二十一条第一項の規定による命令を受けて提出されたものに限る。）の提出を受けた場合における第三項及び前項の規定の適用については、第三項中「第一号から第三号まで、第四号イからニまで、第五号、第六号イ、ロ及びニ(2)を除く。）並びに第九号に掲げる要件（第十七条第一項の規定による決定（第一項の規定による承認を含む。以下この章において同じ。）を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後における経営強化計画の変更である場合にあっては、第四号ロからニまで、第五号ロ並びに第六号ロ及びニ(1)に掲げる要件を除く。）の全てに該当する」とあるのは「当該変更後の経営強化計画に記載された事項が第二十一条第一項の規定による命令の内容に適合する」と、前項中「第十六条第五項の規定は主務大臣が第一項の規定により変更後の経営強化計画の提出を受けた場合について、第十七条第二項」とあるのは「第十七条第二項」とし、第三項ただし書の規定は適用しない。

第二十一条第二項中「第十一条第二項」を「第十一条第三項」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「（前条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）」を削り、「同項の規定による」を「当該」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

主務大臣は、協定銀行が第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等（前条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。）又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間、予見し難い経済情勢の変化その他の事情に照らして必要があると認めるときは、当該取得株式等又は取得貸付債権の処分又は償還若しくは返済を確実にするため、その必要な限度において、当該決定に係る経営強化計画を提出した計画提出金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）に対し、当該経営強化計画の変更を命ずることができる。